

秋田市告示第185号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和8年5月8日

秋田市長 沼谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会医療 法人明和 会	割山ホーム ヘルパース テーション	秋田市新屋勝平 町3番21号	令和8年4月30日	訪問介護